

令和7年度版 福岡県知事から経営革新計画の承認を受けた方へ

福津市新事業活動応援補助金

福津市では、物価高騰等の影響を受ける中でも、市内でがんばる中小企業者を支援するため、新事業活動に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

福岡県知事から経営革新計画(物価高騰等の影響を受けたことによる計画に限る)の承認を受けた中小企業者※1(変更承認を含む)で、以下の要件をすべて満たす者

1. 福津市内に主たる店舗又は事務所を有する会社※2または個人
2. 市税に滞納がないこと
3. 同一経費で国、県、その他団体の補助金の交付を受けていないこと



※1 中小企業基本法第2条第1項に該当する者。ただし、個人の場合は、商工会法第2条に該当する者。

※2 会社法第2条第1項に該当する者

次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・令和4年度～令和7年度中に本補助金の交付を受けた者
- ・福津市暴力団等追放推進条例第2条第2号～第5号に該当する者

補助対象経費

補助の対象経費は、福岡県知事から承認を受けた経営革新計画に沿って、計画期間内に行われる「新事業活動」に該当するもので、福津市内において実施する事業のための以下のもの（消費税額は含まない）

※令和8年2月27日までに請求・支払いが完了するものに限る。

広告
宣伝費

委託料

工事
請負費

設備及び
備品
購入費

※以下は対象外

- ・宗教的活動又は政治的活動が目的のもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・風営法第2条に該当するものなど

詳しくは裏面をご覧ください。

補助額

対象経費の2/3以内（上限50万円）

※千円未満の端数は切り捨て、当該年度の予算の範囲内で補助

申請受付

令和8年1月20日(火)まで

(ただし、予算額に達した時点で受付終了)

問い合わせ

福津市商工振興課 商工振興係 TEL:0940-62-5013

福津市新事業活動応援補助金

経営革新計画

経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定し、県知事が承認する中期的な経営計画書です。

詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin.html>)

補助対象経費

※消費税額は含まない。また、交付決定日以降に契約又は発注するもののみ対象。

項目	具体例
広告宣伝費	チラシ・パンフレット等のデザイン・印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会の出展料、ホームページ作成費等
委託料	マーケティング等の調査費、システム構築・ECサイト構築等の委託費
工事請負費	事務所等の外装工事、内装工事、設備工事、看板設置工事、上下水道改修等(建物の増改築に該当しないもの)に係る工事費(原則、市内に事業所を持つ業者が施工するもの)
設備及び備品購入費	申請する事業において直接必要な機械装置、工具及び機器もしくは備品購入費

補助対象外となる例

- ・汎用性があるもの(パソコン、タブレット、車両本体など) ・中古品、消耗品、原材料の購入費 ・リース料 ・配送料
- ・補助対象経費と明確に区分ができない経費 ・各種入会金、保険料、保証料、手数料 ・切手の購入にかかる経費
- ・名刺のデザイン、印刷費 ・建築資材、機器、設備、備品等を購入して申請者が自ら施工する工事費
- ・住居部分に係る工事費 ・外構工事費 ・電話、ケーブルテレビ、インターネット等の屋外回線工事費
- ・自社内部、資本関係にあるもの、親族等、補助事業者と密接な関係を有するものとの取引及び発注にかかる経費



必要書類

福津市新事業活動応援補助金交付申請に次の書類が必要です。

- ① 福津市新事業活動応援補助金交付申請書(別紙1枚含む)
- ② 福津市新事業活動応援補助金交付申請者調書(誓約書)
- ③ 誓約書
- ④ 事業計画書
- ⑤ 市税の滞納がない旨の証明書
- ⑥ 福津市内に主たる事業所又は店舗を有することを証明するもの(登記事項証明書、確定申告書、開業届などの写し)
- ⑦ 事業に係る許可証の写し(許可が必要な業種の場合)
- ⑧ 補助対象経費に係る見積書等の写し
- ⑨ 経営革新計画の承認に係る書類一式(申請書、承認書等一式の写し)
- ⑩ 認定支援機関確認書(経営革新計画に記載がない事業経費の場合)
- ⑪ 国、県、市、その他団体等からの補助金の概要がわかる書類(該当する場合)
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

補助金申請の流れ



※3 審査には、1週間～2週間程度時間を要します。